

舗装補修計画改定基礎調査業務 仕様書

1. 目的

本業務は令和4年度発注予定の「（仮称）札幌市舗装補修計画改定業務」に先駆けて、札幌市幹線道路等舗装補修計画（H30.3）と札幌市補助幹線道路舗装補修計画（H28.2）の運用課題に対する改善検討や同規模自治体（政令指定都市・観光都市）の舗装補修計画等に関わる動向の整理を行い、改定内容の方針を検討するための基礎資料を作成する。

また、生活道路の維持管理について、上記の基礎資料及びスマートフォン・ドライブレコーダー等の新技術を用いた簡易路面点検の過年度試行結果を踏まえて、舗装補修計画改定時における盛り込み方について検討する。

2. 主任技術者

主任技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設-道路）又は、技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) RCCM（道路）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

3. 業務内容

本業務は、以下の項目を実施する。

(1) 計画・準備

事業の目的や主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打ち合わせ計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）等の事項について整理した業務計画書を作成する。また、札幌市幹線道路等補修計画（H30.3）と札幌市補助幹線道路等補修計画（H28.2）の策定時の成果品や生活道路における過年度試行点検結果のデータを貸与するので、与条件として整理する。

(2) 現計画の課題整理

現行の札幌市幹線道路等舗装補修計画（H30.3）と札幌市補助幹線道路舗装補修計画（H28.2）における管理目標値の在り方について、国や北海道、同規模自治体（観光都市）と比較を行い、課題を抽出して整理する。また、現在の札幌市独自の管理目標値による維持管理から、国の点検要領に基づく舗装健全性評価による維持管理に転換した際の考察を整理する。

(3) 同規模自治体の動向整理

国や北海道、同規模自治体（政令指定都市・観光都市）における幹線・補助幹線・生活道路の舗装補修計画概要を比較一覧表形式で整理する。尚、動向を整理する同規模自治体は5都市程度とする。

(4) 改定方針素案の作成

同規模自治体等の事例や新技術等の活用を考慮して、舗装補修計画改定内容の素案を作成する。生活道路については、スマートフォン、ドライブレコーダー等を利用した簡易路面点検の過年度試行結果を踏まえて、舗装補修計画への盛り込み方を検討する。

(5) 生活道路のグループ分け手法の検討

生活道路の舗装補修については、健全性の度合いや損傷規模等から補修の優先順位を決定するが、健全性が同程度の路線における補修優先順位の決定根拠として、交通量やバス路線等のグループ分け手法について検討を行う。

(6) 業務報告書等の作成

本業務の内容をとりまとめ、以下に示す成果品を納品すること。なお、報告書等の作成にあたっては、「札幌市グリーン購入ガイドライン」にそった品目を選択し、確実に使用促進を図ること。

- ①報告書（A 4 製本版および電子データ）：1 部
- ②その他、業務担当者が必要と認めたもの

4. 協議・打合せ

受託者は、初回・中間・最終の計 3 回の協議・打合せを行うこと。

なお、協議・打合せには、必ず主任技術者が立会うこと。

5. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

『別記』

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 請負者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 請負者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 請負者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、請負者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。